

第8章 景観計画の運用と見直し等

(1) 景観形成の推進体制の整備

景観施策を推進するために、以下の体制を整備します。

① 景観審議会の設置と活用

景観計画の運用をはじめとして、景観形成施策の重要な事項について調査審議する機関として、印西市景観審議会を設置します。

② 景観アドバイザーの設置

景観形成基準に基づく景観の誘導や公共事業の実施における景観の形成において、専門的な見地から助言を行う景観アドバイザーを設置します。

③ 景観まちづくり市民懇談会の設置

市民が景観形成に関する意見交換や提言等を行う場として、景観まちづくり市民懇談会を設置します。

(2) 景観計画の見直し

景観計画は、その運用について、一定の期間で検証・評価を行うサイクルをつくり、その内容を景観審議会に報告するものとします。

また、社会情勢の変化や景観法を始めとする法律の改正などに応じて、景観計画・景観条例の見直しを行うものとします。